

外来魚リリース禁止のこれまでの取り組み

滋賀県自然環境保全課
桑村 邦彦

1. 平成15年4月「外来魚リリース禁止」の施行

琵琶湖本来の生態系を回復していくためには、ブルーギルやブラックバスといった外来魚を少しでも減らしていくことが不可欠である。そこで「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」いわゆる「琵琶湖ルール」を定め、釣りというレジャーの側面からも釣り上げた外来魚は琵琶湖にもどさないという、新しい釣ルール の普及と定着化の取り組みをおこなっている。

2. 釣り人からの外来魚の回収や普及の取り組み

(1) 外来魚回収施設の設置

釣り人がノーリリースを実行しやすい環境整備として、外来魚回収ボックス、外来魚回収いけすを設置した。

外来魚回収ボックス

南湖周辺と彦根～長浜地先の湖岸や公園、駐車場に設置。平成17年度の設置基数は40基。

外来魚回収いけす

北湖周辺の漁港中心に設置。平成17年度の設置基数は23基。

(2) ノーリリースありがとう券事業の実施

ノーリリースの広報啓発と実行のきっかけづくりとして、外来魚の重量に応じて買い物に使える「ノーリリースありがとう券」を交付する取り組みを、平成15年から平成17年に3回実施した。

表1 ノーリリースありがとう券事業過年度との引換状況の比較

実施年度	引換枚数	引換日数	引換期間	1日当りの枚数	引換件数	1回当りの枚数
H15	30,000	63日間	7月5日～9月5日	476枚/日	3,847件	7.8枚
H16	55,582	90日間	7月3日～9月30日	618枚/日	6,462件	8.6枚
H17	21,944	42日間	7月21日～8月31日	522枚/日	2,380件	9.2枚

3. 釣り人からの外来魚の回収実績

平成15年4月から平成17年11月までの外来魚回収量は、回収ボックスで約28トン、回収いけすで約4トン、ノーリリースありがとう券事業で約56トン、そして平成17年度に実験的に行った外来魚持込ステーションで約0.8トンとなり、琵琶湖ルール施行後で約89トンの外来魚が、釣り人の協力により回収された。

表2 外来魚回収施設、ありがとう券事業等の年度ごとの回収量

年度	回収ボックス	回収いけす	ありがとう券	持込ステーション	計
H15	8,145.3kg	1,468.9kg	15,915.5kg		25,529.7kg
H16	10,586.0kg	1,329.3kg	28,473.2kg		40,388.5kg
H17(4～11月)	9,396.3kg	1,135.8kg	11,496.4kg		22,028.5kg
計	28,127.6kg	3,934.0kg	55,885.1kg	814.4kg	87,946.7kg

4. 課題と今後の取組の方向性

条例施行後の広報啓発によるリリース禁止の周知度は非常に高く、平成17年7月の調査では湖岸の釣り人の約94%が「知っている」と回答している。しかし、必ずしも実践されているとは言えず、同年8月のバス釣りポイントにおけるアンケートでは、リリースしないという回答は6割程度にとどまっている。

今後は、外来魚持込ステーションなどの新たな外来魚回収施設の充実や、ノーリリースありがとう券事業のノウハウを活かした参加型事業の実施により、外来魚のリリース禁止をすそ野の広い市民レベルの防除活動へ発展させることが必要である。また、条例施行後3年目の今年度は、現在リリース禁止の適用範囲となっていない河川区域等の水域についても、外来魚の生息や釣りの実態、琵琶湖の生態系への影響に考慮して適用範囲

としていくことを検討している。

釣りという側面から外来魚を少しでも減らしていくことで定められたリリース禁止だが、今後は漁業者による外来魚駆除や来年度から本格実施される国の防除モデル事業とも連携を図りながら、琵琶湖の外来魚対策を総合的かつ効果的に進めていくことが必要であると考えます。